

荒川左岸ブロック河川整備計画(変更)原案への県民コメント意見に対する県の考え方の公表にあたり、意見の掲載方針は、次のとおりとする。

**【県民コメント意見の掲載方針】**

- (1) 意見は概要で掲載し、名称等、誤りのあるものは訂正を加える。
- (2) 掲載対象は、意見募集の対象に記載のとおり「荒川左岸ブロック河川整備計画(変更)原案」に関する意見とする。  
(河川整備計画策定専門会議の資料・議事内容など、計画変更の検討過程に関すること等については、意見募集の対象外のため、掲載しない。)
- (3) 公表することにより、個人又は法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるもの(希少動植物の種名や生息・生育場所など、他課等で所管している事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるものなど)については、掲載しない。(埼玉県県民コメント制度に関する要綱第9条第3項、埼玉県情報公開条例第10条第2号、同条第5号)